

唐津市過疎地域持続的発展計画

【計画期間 令和8年度～令和12年度】

佐賀県唐津市

目 次

第1章 基本的な事項

1 唐津市の概要	1
2 人口等の推移と見通し	3
3 産業	4
4 財政の状況と公共施設の現状	5
5 地域の持続的発展の基本方針	7
6 地域の持続的発展のための基本目標	8
7 計画の達成状況の評価	9
8 計画期間	9
9 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	10

第2章 地域の持続的発展のために実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
2 産業の振興	15
3 地域における情報化	27
4 交通施設の整備、交通手段の確保	28
5 生活環境の整備	31
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
7 医療の確保	46
8 教育の振興	49
9 集落の整備	55
10 地域文化の振興等	56
11 再生可能エネルギーの利用の促進	59
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	60

事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト事業）分	62
--------------------------	----

第 1 章 基本的な事項

1 唐津市の概要

(1) 地理

佐賀県北西部に位置する本市の市域は、東西約 36 km、南北約 30 km に及び、総面積は約 487.60 km² で、佐賀県全体の約 20% を占めている。

市域の東部は福岡県糸島市及び佐賀市、南部は多久市、武雄市及び伊万里市、西部は玄海町及び伊万里湾を隔てて長崎県松浦市に境界を接し、北部は玄界灘に面している。また、東部は脊振山系が唐津湾に向かってなだらかに傾斜し、中部は松浦川の流域に沿って平坦部が広がり、西部には丘陵地帯の上場台地がある。

その地先をなす唐津湾は、帯状の松原と砂浜が両翼に広がり、湾のほぼ中央に高島がある。近郊の海には、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島の離島群が東松浦半島を取り囲むように位置している。

道路網は、福岡県、伊万里市方面に通じる国道 202 号が市を東西に横断しており、佐賀市方面に通じる国道 203 号が南北に縦断している。さらには、国道 323 号は浜玉・七山地区を通り佐賀市へ、国道 204 号は東松浦半島を巡回し伊万里市へと通じている。また、西九州自動車道及び佐賀唐津道路の整備が進められており、市中心部から福岡都市圏までは車で約 60 分、佐賀市までは約 70 分の所要時間となっている。

鉄道網は、J R 唐津駅を基点として、J R 筑肥線が海岸沿いに福岡市へと、J R 唐津線が佐賀市へと通じており、J R 山本駅を基点として、J R 筑肥線が伊万里市へと通じている。

(2) 自然

本市の中部は、緑豊かな田園地帯となっており、標高 284m の鏡山の眼下には松浦川が流れ、穏やかな唐津湾とそれに続く玄界灘が広がっている。また、玄界灘の荒波によって創り出された七ツ釜は国の天然記念物に、海岸線に弓状に広がる虹の松原は国の特別名勝に指定されている。

東部には、シロウオで有名な玉島川が流れ、その上流は背振・天山山系の森

林地帯となっており、檜原湿原や観音の滝など山村特有の自然景観を形成している。

南部には、県立自然公園に指定された脊振・天山山系の森林地帯が広がっており、アユの住む清流の厳木川や見帰りの滝などの自然が存在している。

北西部は、上場台地という丘陵地帯を形成しており、稲作や畑作、畜産が盛んである。玄界灘に面する変化に富んだりアス式海岸線一帯は、風光明媚ないろは島や波戸岬などがあり、玄海国定公園に指定されている。

(3) 気候

本市の気候は、年間を通して風が強いものの、比較的温暖で、冬には曇りの日が多く、日照時間が少ないことから日本海側気候に属している。

その中でも、対馬暖流や海陸風の影響を受けた沿岸域の海洋性気候区（中央地域、北部地域、西部地域）では、平均気温は 15～17℃で、ほとんど霜が降りず、年降水量は全国平均並みの 1,500～1,800 mmである。また、夏と冬の気温差や、1日の中で朝と昼間の気温差が比較的小さいという特徴がある。

天山や八幡岳の山麓の山岳性気候区（東部地域、南部地域）では、平均気温は 14℃以下（1月の気温が 4℃以下）で、11月から4月に霜が降り、冬には雪が積もる寒さが厳しい地域となっており、年間降水量は 2,000 mmを超える。

(4) 歴史と文化

本市は、古来、大陸との交流が盛んに行われ、『魏志倭人伝』には「末盧国」として記述された地域であり、朝鮮半島や中国大陆からの様々な文化が取り入れられ、全国へと伝わったと考えられる。それを示すかのように、市内には数多くの遺跡があり、歴史を知る上での重要な文化財が多く出土しており、考古学的に重要な地域となっている。

中世に活躍していた豪族たちの史跡として、松浦党の岸岳城跡及び獅子城跡並びに豊臣秀吉の朝鮮出兵の前線基地となった特別史跡名護屋城跡並陣跡があり、江戸時代になって築城された唐津城の城下町も市中心部に残っている。

近代では、唐津出身の建築家辰野金吾監修の旧唐津銀行本店、石炭産業の発展に尽力した高取伊好による旧高取家住宅、捕鯨の歴史を物語る鯨組主旧中尾

家住宅などの建造物が現存している。

伝統的工芸品「唐津焼」は、肥前陶磁器を代表する伝統工芸として、全国に多くの愛好者を持っている。現在、唐津には多くの窯元があり、その伝統を守り受け継ぐとともに、新しい感覚を取り入れた魅力ある作品を作り続けている。

また、重要無形民俗文化財として、国指定の「唐津くんちの曳山行事」と「呼子大綱引き」をはじめ、県指定の「広瀬浮立」、市指定の「浜崎祇園祭」、「天川浮立」、「星領浮立」、「羽熊（大名行列）」、「小川島鯨唄」、「小友祇園」、「大白木亥の子さま」、「鬼じゃ鬼じゃ行事」など、各地域に伝統的な祭りが守り引き継がれており、地域の連帯感を醸成するとともに、世代間の交流を深める上での重要な役割を担っている。

2 人口等の推移と見通し

《人口の推移（国勢調査）》

地域	昭和 50 年	平成 27 年		令和 2 年		備考
	実数	実数	増減率	実数	増減率	
唐津	75,224 人	76,449 人	1.63%	74,749 人	▲0.63%	
浜玉	10,363 人	10,860 人	4.80%	11,140 人	7.50%	
厳木	7,951 人	4,331 人	▲45.53%	3,745 人	▲52.90%	一部過疎
相知	10,621 人	7,646 人	▲28.01%	6,948 人	▲34.58%	一部過疎
北波多	4,174 人	4,363 人	4.53%	4,130 人	▲1.05%	
肥前	11,093 人	6,982 人	▲37.06%	5,943 人	▲46.43%	一部過疎
鎮西	8,645 人	5,442 人	▲37.05%	4,974 人	▲42.46%	一部過疎
呼子	7,063 人	4,600 人	▲34.87%	3,893 人	▲44.88%	一部過疎
七山	3,438 人	2,112 人	▲38.57%	1,851 人	▲46.16%	一部過疎
計	138,572 人	122,785 人	▲11.39%	117,373 人	▲15.30%	

※増減率は昭和 50 年との比較

国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 4 月に行った「日本の将来人口推計（出生中位・死亡中位仮定）」においては、令和 27 年の総人口は 1 億 880 万人とされ、令和 2 年国勢調査による 1 億 2615 万人から約 14%の人口が減少すると推計されている。

また、同推計において、佐賀県の人口は、令和 27 年には 65 万人とされ、令和 2 年国勢調査による 81 万人から約 19%も減少し、当市人口は令和 27 年には 85,955 人とされ、令和 2 年国勢調査による 117,373 人から約 27%減少するものと推計されている。

《人口の推計値（唐津市論点データ集より）》

実数値←→推計値

※（ ）内は対 R 2 年比 （単位：人）

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
社人研	117,373	110,274 (94.0%)	103,933 (88.5%)	97,754 (83.3%)	91,762 (78.2%)	85,955 (73.2%)	80,289 (68.4%)
唐津市 論点データ集		110,867 (94.5%)	104,412 (89.0%)	97,997 (83.5%)	91,626 (78.1%)	85,213 (72.6%)	78,816 (67.2%)

※ 唐津市論点データ集は、令和6年度作成

3 産業

(1) 就業人口の構成

本市の就業人口は、平成 22 年の 58,674 人から令和 2 年の 55,531 人と 10 年間で 3,143 人減少している。また、産業別の割合は、第 1 次産業が 13.0%から 10.7%と 2.3%減少し、第 3 次産業が 64.3%から 66.1%と 1.8%増加している。

区分	平成 22 年		令和 2 年		増減	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第 1 次産業	7,642 人	13.0%	5,930 人	10.7%	▲1,712 人	▲2.3%
第 2 次産業	13,289 人	22.7%	12,895 人	23.2%	▲394 人	0.5%
第 3 次産業	37,743 人	64.3%	36,706 人	66.1%	▲1,037 人	1.8%
計	58,674 人	100.0%	55,531 人	100.0%	▲3,143 人	－

※国勢調査（分類不能産業を除く）

(2) 農家人口及び農家数

本市の農家人口（農家数）は、平成 22 年の 16,890 人（4,737 戸）から令和 2 年の 10,153 人（3,449 戸）と 10 年間で 6,737 人（1,288 戸）減少している。

	平成 22 年	令和 2 年	増減	増減率
農家人口	16,890 人	10,153 人	▲6,737 人	▲39.9%
農家数	4,737 戸	3,449 戸	▲1,288 戸	▲27.2%

※農林業センサス

(3) 漁業経営組織数

本市の漁業経営組織数は、平成 25 年の 693 戸、6 団体から令和 5 年の 446 戸、5 団体と 10 年間で個人が 248 戸減少している。

	平成 25 年	令和 5 年	増減	増減率
個人	693 戸	446 戸	▲247 戸	▲35.6%
団体	6 団体	5 団体	▲1 団体	▲16.7%
総数	699	451	▲248	▲35.5%

※漁業センサス

4 財政の状況と公共施設の現状

(1) 財政の状況

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	令和元年度	令和 5 年度
歳入総額 A	71,095,597	70,949,537	85,819,024
一般財源	36,839,044	34,644,205	36,755,298
国庫支出金	10,601,673	11,083,106	12,966,405
県支出金	6,362,181	5,896,367	6,881,683
地方債	10,049,114	6,877,845	7,665,712
うち過疎対策事業債	1,712,500	785,900	1,651,800
その他	7,243,585	12,448,014	21,549,926
歳出総額 B	69,695,745	69,792,579	84,417,130
義務的経費	33,171,683	33,853,313	35,640,648
投資的経費	13,719,388	10,673,954	12,063,601
うち普通建設事業	13,479,252	9,421,886	10,003,410
その他	22,804,674	25,265,312	36,712,881
【歳出のうち過疎対策事業費】	【1,923,527】	【1,038,107】	【2,057,812】
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,399,852	1,156,958	1,401,894
翌年度へ繰越すべき財源 D	310,359	221,746	659,778
実質収支 C-D	1,089,493	935,212	742,116

財政力指数	0.42	0.42	0.43
公債費負担比率	19.7	19.3	17.2
実質公債比率	15.2	12.3	13.5
起債制限比率	9.1	—	—
経常収支比率	88.0	92.7	89.3
将来負担比率	128.2	115.8	111.1
地方債現在高	80,619,099	84,585,108	87,302,287

本市の財政規模は、普通会計決算額ベースで令和5年度歳入総額が858億円、歳出総額が844億円で、令和元年度から約20%増加している。また、類似団体の歳入685億円、歳出661億円と比べて約25%大きい。これにはふるさと寄附金収入54億円、モーターボート競走事業収入40億円の特殊要因が大きく寄与しているが、それらを除いても財政規模は約760億円と類似団体と比して顕著に大きく、標準財政規模が類似団体とあまり変わらない中、起債と基金繰入金で対応している状況である。

経常収支比率は89.3%で弾力性を一定程度確保しており、実質公債費比率と将来負担比率は健全化基準を下回っているが、高水準にある。

これらの状況を踏まえ、令和7年2月に改定した財政計画では、経常経費の削減や市債借入の抑制など財政健全化へ向けた取組みを進め、持続可能な財政基盤の確立を図ることとしている。

(2) 公共施設の現状

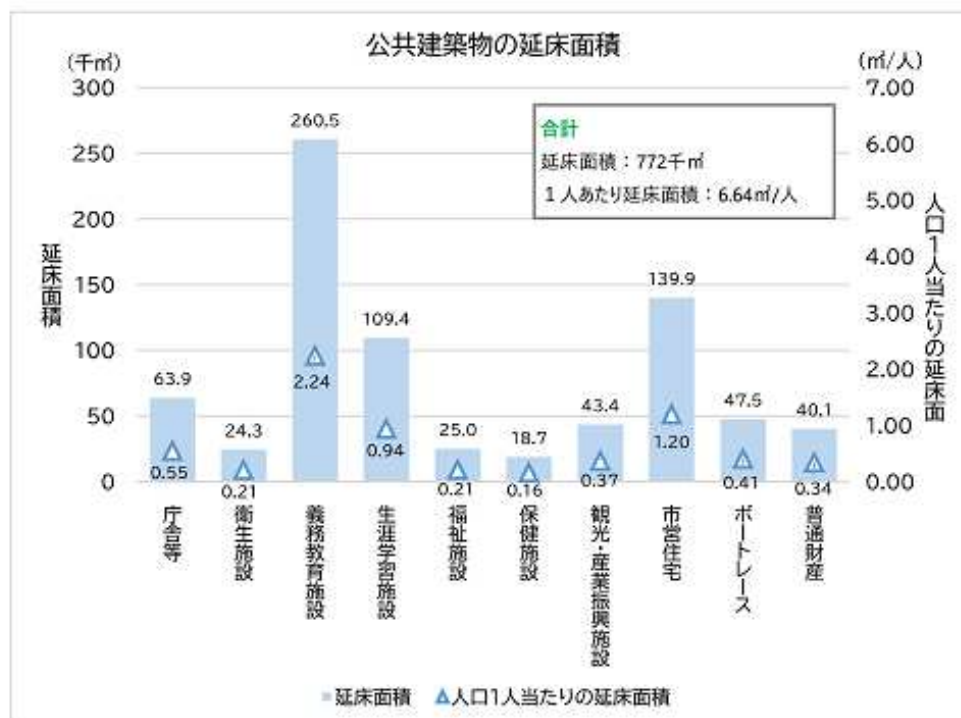
本市の公共建築物は、令和6年度末時点で769施設が存在し、その延床面積の合計は79万㎡になっており、義務教育施設が24.3万㎡と最も多く、全体の約3分の1以上を占め、次いで市営住宅が13.7万㎡となっている。

また、総務省が公表する「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等」とりまとめた一覧表（令和6年3月31日）※普通会計ベース」によれば、住民一人当たりの公共建築物の延床面積を全国自治体と比較すると、令和4年で1,636市区町村（指定都市及びデータが無い市区町村を除く）の平均が4.00㎡のところ、本市は6.17㎡であり、他の自治体に比べて多く、今後の更新投資が財政上の大きな問題になることが予想される。

さらに、類似団体（都市Ⅲ-1）との比較では、10自治体の中で3番目に一人当たりの延床面積が多くなっている。

《公共施設の延床面積（唐津市論点データ集より）》

唐津市が管理する公共建築物の延床面積は、義務教育施設が最も多く(260.5 千㎡)、次いで市営住宅(139.9 千㎡)、生涯学習施設(109.4 千㎡)の順に多い。



出典:唐津市

※令和5年4月1日の住民基本台帳人口(外国人登録人口を含む)116,323人で計算している。

※公共建築物の延床面積は令和4年度末時点によるもの。

※唐津市論点データ集は、令和6年度作成

5 地域の持続的発展の基本方針

本市では、これまで過疎対策を実施することで、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などに努めてきた。

一方、国全体が人口減少社会を迎え、特に過疎地域では、人口減少が加速することが見込まれる。今後、担い手不足等を背景に過疎地域の住民の暮らしや地域社会の持続性に影響が生じることが懸念され、過疎地域以外でも人口減少と高齢化が進むことが見込まれており、膨大な介護需要への対応など人口減少社会の到来により持続可能性の向上が課題となる。こうした状況の中、新たな過疎対策では、人口減少が著しい過疎地域で低密度化が進行する中であって、いかに持続可能な社会を形成していくかが重要である。

その際、SDGsで示されている、持続可能性、多様性、包摂性、全ての関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方を踏まえ、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めることで自立促進という理念を尊重しつつも持続的

に発展させていくことが必要である。

6 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、次の基本目標を掲げ、将来の人口減少率の緩和を図る。

(1) 地域資源を生かした内発的発展

地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的発展」を目指す。

(2) 条件不利性の克服

交通の利便性を高めるための道路整備、I o T・I C Tなどの革新的技術の活用的前提となる情報通信基盤の整備、医療や教育サービスにアクセスするための医療施設や学校設備の整備など過疎地域の条件不利性を克服するためのハードのインフラの整備と更新を進める。

(3) 住民の安心な暮らしの確保

子育て環境や高齢者福祉の向上、地域医療の確保や教育の振興を図ることで、地域で安心して暮らせる環境を構築していく。あわせて、買い物環境の確保、地域公共交通の確保、集落の維持・活性化の取組を進める。

(4) 豊かな個性の伸長

過疎地域の地域文化、自然環境及び美しい景観の継承は、後継者・担い手の確保や財源の確保などが課題となっているため、住民のみならず、外部の人の参入により担い手や後継者を確保するとともに、財源の確保に努め、地域の魅力をさらに高める必要がある。このため、地域における移住者、企業、N P O等の多様な主体を受け入れる環境を整える取組を進める。

《人口に関する数値目標》

地域	平成 17 年	令和 2 年		令和 12 年（10 年）		令和 17 年（15 年）	
	実数	実数	増減率	目標数	増減率	目標数	増減率
唐津	78,175 人	74,749 人	▲4.38%	73,658 人	▲1.46%	73,111 人	▲2.19%
浜玉	10,427 人	11,140 人	6.84%	11,648 人	4.56%	11,902 人	6.84%
厳木	5,331 人	3,745 人	▲29.75%	3,431 人	▲8.39%	3,274 人	▲12.59%
相知	8,836 人	6,948 人	▲21.37%	6,365 人	▲8.39%	6,073 人	▲12.59%
北波多	4,586 人	4,130 人	▲9.94%	3,993 人	▲3.31%	3,925 人	▲4.97%
肥前	8,660 人	5,943 人	▲31.37%	5,444 人	▲8.39%	5,195 人	▲12.59%
鎮西	6,906 人	4,974 人	▲27.98%	4,557 人	▲8.39%	4,348 人	▲12.59%
呼子	5,643 人	3,893 人	▲31.01%	3,566 人	▲8.39%	3,403 人	▲12.59%
七山	2,552 人	1,851 人	▲27.47%	1,696 人	▲8.39%	1,618 人	▲12.59%
計	131,116 人	117,373 人	▲10.48%	114,358 人	▲2.57%	112,849 人	▲3.86%

※令和 2 年の増減率は平成 17 年との比較

※令和 12 年及び令和 17 年の目標増減率は令和 2 年との比較

※目標数は平成 17 年から令和 2 年の増減率から目標増減率を次により設定

①減少率 12.6%以上（中期人口要件 25 年間で 21%以上）：減少率 12.6%未満

②減少率 12.6%未満：減少率 2 分の 1

③増加：現状の増加率を維持

7 計画の達成状況の評価

当該計画は、唐津市総合計画の単位施策を実施していくための個別計画として位置付けている。唐津市では、唐津市総合計画の各単位施策について、毎年度各単位施策の行政評価を行い、その結果をホームページで公表している。

8 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

9 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

唐津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載する公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次のとおりである。公共建築物の整備において、本計画に基づく事業計画の実施については、総合管理計画及びその一部である公共施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）に適合する必要がある。

(1) PPP/PFI の活用

公設民営や指定管理者制度など、今後も公民が連携して公共サービスの提供を行う PPP（Public-Private Partnership）を活用し、施設の機能を維持・向上させながら、管理運営コストの縮減を図る。また、国の支援制度を活用した PPP/PFI に関する研修会に参加するなど積極的な情報収集に努める。公共施設の更新及び大規模改修時には、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う PFI（Private Finance Initiative）の事業スキーム（枠組み）を含め、最も効率的・効果的な施設運営手法の比較検討ができるよう関係職員の育成に努める。

(2) 国・県及び隣接市町の施設の利用及び共同設置

施設の更新に当たっては、効率的な運用の観点から、サービス提供に必要な施設を全て市が単独で整備・運営することを前提とせず、国・県及び隣接市町の施設の利用及び共同設置を検討する。

(3) 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を及ぼすような劣化・損傷の把握に努め、施設に与える影響等を診断する。また、点検・診断結果を蓄積し、次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む長寿命化対策に活用する。

(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の維持管理・修繕は、従来の対処療法的な維持管理から中長期的な視点に立った予防保全型の計画的な維持管理を中心とし、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図る。大規模改修等については、緊急性等を踏まえ実施

時期を調整し、財政負担の平準化を図る。施設の保有量については、新規整備の抑制や民間との役割分担、機能重複の有無、施設の必要性などを検討し、既存施設の民間譲渡や機能集約による複合施設化を推進し、保有量の最適化を図る。

(5) 安全確保の実施方針

予防保全型の維持管理に基づく点検・診断等により、危険性が高いと認められた施設は、利用休止など必要な安全措置を行ったうえで、施設の継続的使用や機能の移転先を検討する。継続使用する必要があると判断された場合は、緊急性を考慮したうえで、必要な改修工事を行い安全性の確保に努める。

また、老朽化や統廃合により利用が休止され、今後も利用見込みがない施設は、老朽化に起因する事故を排除し、施設の適正配置を総合的かつ効果的に推進するため、本計画に基づく施設除却に対する地域住民の合意が得られたものから速やかに除却し、地域住民による跡地の活用や売却の検討を行う。

(6) 耐震化の実施方針

平成 27 年度に耐震改修工事が完了した小中学校施設以外の公共建築物は、平成 21 年 2 月（平成 30 年 3 月改訂）に策定された「唐津市耐震改修促進計画」に基づき、災害時の活動の拠点となる庁舎、消防関連施設、市民病院等、避難収容施設となる公民館、要援護者が利用する保育園・高齢者福祉施設等から優先的に耐震診断を行う。また、補強が必要な施設は、耐震改修工事を計画的に実施する。災害時に拠点となる施設や多くの市民が利用する施設は、地震等の発生時における安全性や機能維持が求められるため、平常時の計画的な点検に努める。

(7) 長寿命化の実施方針

点検等に基づく計画的な修繕など、早期に機能を回復する予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る。このため、地方公共団体等の各インフラの管理者への支援策として国が提供する技術的な知見やノウハウ等の情報を参考に、目視による点検項目を整理し、予防保全型の維持管理への移行を促進する。また、施設の利用状況や緊急性・重要性を考慮し、複合施設化や施設間

の優先順位を検討し、計画的に進めることで財政負担の平準化を図る。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の改修・更新に当たっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮するなど、市民のニーズも考慮し、機能性の向上に努める。

(9) 脱炭素化の推進方針

公共施設の施設設備等の新築、更新、運用改善にあたっては、唐津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素化の推進に取り組む。

(10) 統廃合の推進方針

民間事業者によるサービス提供が定着し、より効果的な活用が見込まれる施設は、利用休止・有償譲渡を検討する。また、施設の利用や老朽化等の状況を踏まえ、利用者が特定の地区住民や団体等に限定される施設は、利用休止・無償譲渡を検討する。さらに、利用率は低いものの更新等が必要な施設は、他の公共施設への機能移転を検討し、可能であれば除却するなど保有量の縮減に努める。

なお、現在の規模及び機能を維持する必要性が低い施設は、国や他の地方公

(11) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

有形固定資産減価償却率から老朽化状況を予測し、中長期的な対策時期の検討資料として活用する。

(12) 未利用地等の処分及び活用に関する実施方針

活用見込みのない未利用地のほか、公共施設等を解体した跡地については、原則として売却または貸付け等を行い、保有量と維持管理費の削減に努め、新たな財源の確保に取り組む。

(13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な取組体制として「公共施設再編推進委員会」を設置し、公共施設等総合管理計画の改訂や公共施設の再編及び利活用の総合的な管理に関する協議を行い、本計画を推進する。

また、公共施設等に関する情報は、各所管課において現状を把握するととも

に、課題等を整理し個別施設計画の策定を行い、公共施設等総合管理計画に反映し全庁的に共有する。

第2章 地域の持続的発展のために実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 基本方針

移住・定住・地域間交流の促進は人の流れと人と地域のつながりを創出していくうえで重要なことであり、過疎地域等の農山漁村は都市部の若者にとっても新しいライフスタイルを通じて自己実現ができる場として、また、新しいビジネスモデルが生まれる場として考えられるようになり「田園回帰」の潮流が高まっている。この潮流をしっかりと捉え、新しい人の流れを創出するための取組を進めていく必要がある。

また、過疎地域は人口が少ないことから、地域社会における一人一人の役割が非常に大きいといった特徴があり、地域活性化のためには地域活力を育むことが必要である。

ア 移住の支援

イ 定住のための取組

ウ 集落支援員、地域おこし協力隊制度等の活用

エ 地域内外の大学との連携・交流

オ 地域のリーダー育成

カ 地域団体の自立的な活動基盤の強化

(2) 現況と問題点

全国的な人口減少の中で、過疎地域における人口減少の加速、高齢者比率の上昇及び若年者比率の低下が進行することが見込まれている。高齢者が多い過疎地域において、いわゆる自然減による人口減少は、今後も見込まざるを得ない。このような中で、いかに過疎地域への人の流れを創出するか、持続可能な地域社会を形成していくかが課題である。また、近年、全国の有効求人倍率は1を超えて推移しており、県内においても有効求人倍率は高い水準（令和元年

10 月は 1.28) となっている。今後、急速な人口減少が進むことが見込まれるだけでなく、都市部との人材獲得競争も過熱することが懸念されることから、担い手不足の問題がさらに深刻化する恐れがある。

(3) 具体的な解決策

移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成及び移住者の獲得のために庁内連携して受入れ体制の構築を行いつつ、基本的な生活圏である集落を維持及び活性化するための集落支援員並びに地域の魅力発信又は地域ブランドの向上への支援を目的とした地域おこし協力隊を地域の実情に合わせて配置することで、地域の課題解決に向けて、地域住民、行政などが連携した取組など集落支援の方法を検討していく。また、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、過疎地域等政策支援員等の条件不利地域の人材育成につながる新たな支援制度に関しても、活用を含め検討する。さらに、地域住民が主体となっていく課題解決への取組等、市民力・地域力によるまちづくり活動を支援することで、地域コミュニティ活動の促進及びふるさと意識の高揚並びに地域の活性化を図る。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	ア 地域間交流	国際溪流滝登り事業補助 ○事業内容 地域活性化を図る団体への補助 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 国際交流による地域活性化	唐津市	
		棚田地域保全活動支援事業 ○事業内容 棚田を舞台にした都市との交流事業を実施する団体への補助 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 交流事業による地域活性化		
	イ その他	がんばる地域応援事業補助 ○事業内容 市民力・地域力によるまちづくりを実現する団体への補助 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 地域コミュニティ活動の促進及びふるさと意識の高揚ならびに地域活性化	唐津市	
		ふるさとまつり事業補助 ○事業内容 地域で実施されるふるさとまつり事業の補助 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 地域コミュニティ活動の促進及びふるさと意識の高揚ならびに地域活性化		

(5) 公共施設等の考え方

都市交流施設の方針は、「民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。ただし、避難施設としての機能は維持する」である。

2 産業の振興

(1) 基本方針

産業の振興は、就業の場（雇用）の創出、所得の確保等により過疎地域における人口（特に若者）の流出を防止し、過疎地域の自立を図っていくうえで極めて重要な課題である。

これまで企業の誘致、中小企業に対する技術面や金融面からの支援等により過疎地域の産業振興を図っており、今後もそれぞれの地域特性、資源等を活かし、県及び近隣自治体等と連携をとりながら、次のような総合的な振興策を通じた雇用創出により定住を促進していく。

ア 地域の自然条件を活かした農林水産業の振興

イ 魅力ある観光地づくり

ウ 商店及び商店街の活性化

エ 企業の積極的な誘致

オ 創業及びベンチャー支援等による内発的な産業創出

カ 市場の動向や消費者ニーズに対応し、地域資源を活かした新たな加工製品の開発等による地場産業の育成

キ 人材育成等のソフト面での産業基盤づくり

(2) 現況と問題点

ア 農業

過疎地域の基幹産業である農業は、生産額の伸び悩み並びに農業就業者の減少及び高齢化の進行により、厳しい経営状況にある。特に中山間地域においては、平地に比べ自然的、経済的、社会的な条件が不利な地域であることにより担い手の減少、耕作放棄地の増加等の問題が発生し、農業生産への影響に加え、水源かん養等の過疎地域の持つ多面的機能の低下が深刻化している。

さらに、近年、中山間地域を中心にイノシシ、サル、アナグマ等有害鳥獣による農作物への被害が拡大し、農家に大きな損害を与えている。

畜産業については、高齢化の進展と後継者不足に加え、配合飼料の価格高騰等により厳しい経営状況にある。離農の歯止めと畜産経営の安定強化が喫緊の課題となっている。

イ 林業

林業は、県内有数の森林地帯を保有しているが、輸入木材との価格競争の激化に加え、林業従事者の高齢化や後継者不足、森林管理面のコスト高騰による森林の手入れ不足等、将来の見通しは厳しい状況にある。

このような状況の中、森林や林業の担い手として森林組合等により森林の整備が進められている。

ウ 水産業

水産業は、市内 24 漁港（うち過疎地域 17 漁港）を拠点に沿岸イカ釣り、はえ縄、採介藻、底引き網等の漁業を行っている。

本市は、新鮮な魚介類を求める観光客が多い観光地であり、福岡市等の都市部へも多くの水産物を供給する九州有数の産地であるが、燃油及び資材の高騰、魚価の低迷、漁獲量の減少などで漁業者の経営が悪化しており、漁業者の高齢化や減少も進んでいる。漁業者の減少がこのまま続けば、本市の観光業、水産加工業等の経営悪化をはじめ、本市の過疎化へ大きな影響を与えていると考えている。

漁港施設の状況は、昭和 40 年代以前に整備されたものが多く、経年劣化、近年の潮位上昇及び大型台風、大規模地震等に対応する整備が必要となっている。

水産物供給基盤施設は、漁業経営の悪化のため施設の近代化が進んでおらず、漁業者の高齢化や減少、漁業者の衛生管理、産地間競争及び省エネルギー化に対応する整備が必要となっている。

エ 地場産業

地域特性を活かした農産物の加工食品や玄界灘の魚介類を加工した冷凍食品、そして伝統的工芸品「唐津焼」は、消費者ニーズの多様化や長引く物価高騰の影響により厳しい状況にある。この状況に対応していくためには、消費者ニーズの動向を踏まえ、製品の多様化や差別化に配慮した商品開発及び販路拡大を促進する必要がある。

オ 製造業

農水産物の加工や機械金属、繊維を中心に、優れた技術を持った企業及び事業所が存在するが、事業所数及び従業者数は減少傾向であり、市内に大量雇用につながるような企業及び事業所が少ないことも課題である。

カ 企業の誘致対策

産業構造の変化や進学、就職に伴う若年層の市外流出などにより、特に過疎地域において人口減少が著しいため、過疎地域の自立促進に寄与する企業の誘致に努める必要がある。

キ 起業の促進

地域の特産物を活用した起業等については、農協、漁協、商工会等と連携しながら促進が図られているが、今後も研究開発から商品化又は事業化まで一貫した支援を積極的に行う必要があるほか、既存のビジネスモデルにない新しい価値を創造する企業の創出が求められる。

ク 商業の振興

市内の商店街は、空き店舗率は横ばいで推移しているが、物価高騰など社会情勢の変動や後継者不足、設備の老朽化等により商店の閉店が相次ぎ、店舗機能が失われることで地域経済が低迷している。また、周辺地域では、核となる小売店舗が閉店するなど、周辺住民の日常の買い物に支障をきたしている。

ケ 情報サービス業等

地震をはじめとする自然災害の少ないこの地域において、立地、人材、インフラなど総合的な魅力をPRしながら、情報通信関連産業の集積を図ることが重要であり、全域をカバーしている情報基盤について、産業分野や日常サービス分野での一層の活用が望まれる。

コ 観光の振興

玄海国定公園及び玄海海中公園の区域指定を受けた優れた自然環境を有し、国の特別史跡「名護屋城跡並陣跡」等の歴史と伝統に培われた固有の観光資源がある。また、優れた海産物や農産物にも恵まれており全国から多くの人々が訪れている。

(3) 具体的な解決策

ア 農業

農業の持続的な発展を図るため、意欲的な農業経営者の経営体質の強化及び消費者が求めるより安全・安心な農産物づくり等の生産拡大を推進する。

中山間地域等直接支払制度等を活用し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の維持を踏まえた地域振興対策を図る。

唐津産の新鮮な農産物を地域内外の消費者に紹介することにより、生産者と消費者との距離を縮め、農業への理解と信頼を深める。

有害鳥獣のイノシシ、サル、アナグマ等の被害防止対策として、地域全体でのワイヤーメッシュ、電気柵等による防護対策を推進する。さらに、捕獲、追い払い等のこれまでの手法とともに、効率的な捕獲方法の導入を検討する。

畜産については、肉用牛生産の低コスト化並びに労働力の軽減及び均一化された育成管理を促進し、安定した高規格の子牛生産による畜産農家の経営の安定を図る。

イ 林業

人工林の適切な間伐の実施及び間伐材の利用促進をはじめとした林齢や施業目的に照らした適正な森林の整備及び環境にやさしい木材の利用拡大に取り組む。

森林の管理及び経営を安定的に持続できるよう森林組合、意欲ある林家等への経営及び施業の集約化を進めるとともに、地域リーダー、林業研究グループ等の後継者の育成及び確保を図る。

ウ 水産業

本市の水産業が地域の基幹産業として重要な位置と役割を担っていることを基本認識としたうえで、資源管理型漁業や栽培漁業の推進、新たな市場の開拓及び漁場、漁港、水産物供給基盤施設等の整備を図る。

漁業就業者対策では、漁業経営の改善につながる取組を進めるとともに、漁業者の減少を防ぐため、漁業者の高齢化への対策や新規就業漁業者の就

労支援を行う。

水産業活性化支援事業では、九州大学等の専門研究機関、佐賀県玄海水産振興センターや地元漁協等との連携のもと、技術開発、研究等を継続的に行う環境を整え、競争力のある水産商品の創出や安定した漁獲量の確保、漁業経営基盤強化などを図る。

エ 地場産業

農水産物加工品や伝統的工芸品「唐津焼」をはじめとした地場産業が消費者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力の養成、技術力の強化、人材の育成、DXの導入等を支援し、経営の強化を図る。また、地域の特色を活かした地場産業を育成する。

オ 製造業

市内企業に向けた各種支援制度を実施し、併せて唐津市の立地及び優遇制度を積極的に周知することで企業の誘致を推進する。

カ 企業の誘致対策

工業団地適地調査の結果に基づき、企業立地の受け皿となる工業団地やその周辺道路交通網などの整備を検討し、立地環境や条件を改善していくとともに、医薬品や食料品、化粧品関連産業などの製造業を中心に、コロナ禍において地方への関心が高く、若年層の就職ニーズも高いと思われるIT関連企業についても誘致を推進していく。

また、本市が持つ豊かな自然と恵まれた環境をアピールするとともに、地域総合整備資金貸付等による企業支援、国税（所得税及び法人税）に係る減価償却の特例、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の周知に努める。

キ 起業の促進

起業者、農林水産業者等が連携して、地域の魚介類、農畜産物等を活用した加工品等の商品化、付加価値を高めるためのブランド化等の支援を行い、過疎地域における起業の促進を図るとともに、スタートアップ支援機関の設置・運営により、革新的な技術又は発想に基づく新しい価値の創造を通じて

社会変革を目指す成長志向の企業の創出を目指す。

ク 商業の振興

商業については、「商いの場」及び「公共の場」としての地域商店街の役割を担うべく意欲ある人材の確保及び育成を行う。さらに、地域住民のニーズに応じた商品やサービスの提供等、地元消費の拡大に努めるとともに、イベント等の実施による活性化を支援し、商店街の発展を図る。

ケ 情報サービス業等

「地域における情報化」と併せて、民間の事業者が利用できる光ケーブル網が整備されたことから、情報サービス業等の振興促進を図る。

コ 観光の振興

観光については、広域観光体制の充実及び福岡県、長崎県、佐賀県内等へのPR活動を強化し、観光客の誘致拡大を図るとともに、農林水産業等の他産業との連携強化や韓国を中心とした国際交流観光の展開など、多様な取組に努める。また、高度化、多様化する観光及びレクリエーションのニーズに対応し、本区域ならではの自然や歴史文化とふれあえる観光機能の拡充に努め、個性的で魅力ある通年型又は滞在型の観光地の形成を進める。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	ア 農業	棚田地域保全活動支援事業	唐津市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業		
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業		
		農業基盤整備促進事業		
		農業用排水(基幹水利)施設管理事業		
		県営土地改良事業負担金		
		農村地域防災減災事業		
	イ 林業	林道向野線開設事業	唐津市	
		林道改良舗装事業		
	ウ 水産業	水産関連施設改修事業	唐津市	
		沿岸漁業振興特別対策事業		
		漁業経営構造改善事業		
	(2) 地場産業の振興		唐津市	
	ア 流通販売施設	展示販売施設改修事業		
	(3) 漁港施設	県営漁港事業負担金	唐津市	
		漁港小規模事業		
		漁港改修事業		

(4) 観光又はレクリエーション	鳴神温泉などのゆ施設改修整備事業	唐津市	
	七山地域観光施設整備事業		
	観光サイン等整備事業		
	見帰りの滝周辺施設整備事業		
	相知地域観光施設整備事業		
	玄海海中展望塔施設改修整備事業		
	呼子水光照明幹線改修事業		
	厳木温泉施設改修整備事業		
	厳木地域観光施設整備事業		
	肥前地域観光施設整備事業		
	波戸岬周辺施設整備事業		
	鎮西地域観光施設整備事業		
	風に見える丘公園改修事業		
	農村公園整備事業		
	城跡関連施設改修整備事業		
	呼子地域観光施設整備事業		
(5) 過疎地域持続的発展特別事業 ア 第1次産業	森林環境保全直接支援事業 ○事業内容 森林の保全事業 ○必要性 地域住民が安心・安全に生活するため ○効果等 森林の持つ多面的機能を発揮 漁業経営支援事業 ○事業内容 漁業共済掛金及び漁船保険料の補助 ○必要性 水産業における経営状況の改善のため	唐津市	

	○効果等 漁業活動を安定的に持続	
	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 ○事業内容 佐賀県環境・生態系保全対策地域協議会の活動補助 ○必要性 水産業及び漁村の有する多面的機能の効果的な強化のため ○効果等 水産業の再生・漁村の活性化	
	種苗購入・放流事業 ○事業内容 漁協が実施する種苗購入及び放流に対する補助 ○必要性 水産資源の維持及び増大のため ○効果等 漁業経営の安定	
	漁場等環境保全総合美化事業 ○事業内容 漁港に汚濁防止膜を設置 ○必要性 水産業の再生・漁村の活性化のため ○効果等 赤土等の流出による水質汚濁の防止	
	複合経営等漁家経営改善支援事業 ○事業内容 漁業者等に複合経営（生産、加工及び販売など）にかかる経費を補助 ○必要性 漁業者が実施する複合経営等の取組推進のため ○効果等 漁業者の経営の安定	
	明日の漁業者支援事業 ○事業内容 新規漁業就業者が操業する漁業経費等を補助 ○必要性 漁業新規就業者の就業促進及び後継者育成のため ○効果等 漁業者の経営の安定	
	漁村センター管理 ○事業内容 漁村センターの管理運営 ○必要性 漁業の振興、社会教育の充実、保健福祉の増進及び文化の向上のため	

イ 商工業	○効果等 漁業の振興、社会教育の充実、保健福祉の増進	唐津市
	呼子台場都市漁村交流施設管理 ○事業内容 呼子台場都市漁村交流施設の管理運営 ○必要性 生産者の所得向上と地域水産業の活性化のため ○効果等 漁業者の世代間交流、水産物の消費拡大、地域情報の発信	
	水産業振興まつり補助 ○事業内容 水産業振興まつりに対する補助 ○必要性 地域の活性化、漁業振興、観光振興のため ○効果等 水産物及び水産加工品の消費拡大	
	離島漁業再生支援交付金事業 ○事業内容 離島へ交付金を交付 ○必要性 離島漁業の再生のため ○効果等 漁場の生産力の向上	
	多面的機能支払交付金事業 ○事業内容 農村地域の共同活動等に取り組む集落組織に交付金を交付し支援を行う。 ○必要性 農村集落の多面的機能の維持 ○効果等 農村集落の国土保全、水源かん養等の機能発揮	
	呼子朝市活性化対策事業 ○事業内容 呼子朝市新規出店者の支援、呼子マルシェの実施 ○必要性 地域商店街の活性化のため ○効果等 地域商店街への集客及び地元消費拡大	
	中小企業等活性化支援事業 ○事業内容 中小企業の経営力強化の取組や商店街組合等のイベントへの支援	

	ウ 観光	○必要性 地域商店街等の活性化のため ○効果等 中小企業の生産性向上並びに商店街への集客及び消費拡大		
		観光施設管理事業 ○事業内容 観光施設の管理 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 観光地としての魅力アップ及び観光客の利便性向上	唐津市	
		観光地域づくり事業 ○事業内容 集客拠点の形成、観光客の受入体制整備 ○必要性 地域活性化のため ○効果等 観光地としての魅力アップ及び観光客の利便性向上		
	(6) その他	県営港湾事業負担金	唐津市 (佐賀県)	

(5) 産業振興の促進

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
厳木地区、相知地区、 肥前地区、鎮西地区、 呼子地区、七山地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和7年7月1日～ 令和12年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業

上記「(3) 具体的な解決策」及び「(4) 事業計画」のとおり

(6) 公共施設等の考え方

ア 展示販売施設

民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。ただし、地域住民の日常生活に関わる施設は、設置目的等を考慮し機能を維持する。

イ 観光施設

歴史的文化的な施設及び制度上行政での所有が必要な施設は、現在の配

置を基本とする。民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。

ウ 観光温泉施設

民営化を進め、民営化できない施設は用途廃止を進める。

エ 農林水産支援施設

設置目的および利用状況を考慮した適正規模での配置を基本とする。自治会圏域で利用されている施設については、地元自治会への譲渡を進め、施設の更新は行わない。なお、設置目的に沿った利用がなされていない施設は、用途変更または廃止を進める。

3 地域における情報化

(1) 基本方針

グローバル社会の進展、情報通信分野に代表される技術革新の進展及びインターネットや携帯電話の爆発的な普及に見られるように、近年、情報通信ネットワークの高度化・多様化が加速し、社会の情報化もこれまでにない速さで進展している。これまで、本市では事務処理効率化のための機器導入や統合型GISの整備・活用の推進により、多様な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスに努めてきた。また、大容量化・高速化に対応するための光ファイバー網の更新、行政チャンネルの配信、災害を契機とした情報発信の強化等の情報通信基盤の整備を進めている。今後も引き続き、便利で快適な市民生活、産業活動の活性化及び質の高い行政サービスを提供するため、情報処理機能の整備と地域情報ネットワークの構築を推進していく必要がある。

ア ICTで行政サービスの利便性向上

イ ICTで情報の見える化・地域情報化

ウ 情報発信の強化等の情報通信基盤の整備

(2) 現況と問題点

本市では、これまで行政手続のオンライン化の推進や行政情報発信の充実などによる地域情報化の推進及び行政サービスの向上や行政事務の効率化などに

よる電子自治体の推進により、多様な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供に努めている。また、情報インフラ整備において地上デジタル放送及び携帯電話の不感地域は、ほぼ解消されている。

情報通信基盤整備の一環として民設民営により光ケーブル網が構築されたことにより、通信環境の格差が是正され、社会の情報化に対応することが可能となった。しかしながら、本市が所有する海底ケーブルが離島への通信基盤の一つとして機能していることは依然として変わらず、将来的な設備維持管理が課題となっている。

なお、情報伝達手段の確保とし過疎地域を含む市内全体に 280MHz デジタル同報無線システムの整備を行っている。

(3) 具体的な解決策

行政情報システムの強化及び拡充を図り、様々な行政サービスの向上に努めるとともに、防災対策については、市内全地域を対象とした防災情報の迅速な伝達に努める。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	チャンネルからつ運営 ○事業内容 行政情報の提供 ○必要性 情報の地域間格差解消のため ○効果等 市民に情報（行政、緊急）を提供し、 地域間格差を解消	唐津市	
	ア その他			

(5) 公共施設等の考え方

本市が所有する海底ケーブルを民間事業者に貸し出すことで、市全域へのケーブルテレビ及びインターネットサービス提供が実現していることから、当該設備を適正に維持管理していく必要がある。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 基本方針

日常生活基盤としての道路については、地域の特性を踏まえつつ一元的総合的交通体系のもと道路網整備に努める。

公共交通機関については、地域住民の日常生活における交通手段を確保するため、その維持及び利便性の向上等に努める。

(2) 現況と問題点

福岡都市圏及び佐賀都市圏との交流及び連携を促進するため、西九州自動車道及び佐賀唐津道路の整備が進められている。これらの主要な幹線道路と結ぶ交通ネットワーク網の確立のために、市道をはじめとした道路整備が求められている。

本市内に存する国道 6 路線については、令和 5 年 4 月現在改良率 98.8%、舗装率 99.8%となっている。また、県道については主要地方道 9 路線、一般県道 30 路線の合計 39 路線あり、これらの道路における令和 5 年 4 月現在改良率は 76.2%、舗装率 84.9%と順調に整備が進んでいるが、歩道などの交通安全施設整備が不十分な路線があり、交通量の増大に伴う交通事故防止の観点からも整備が望まれている。

市道においては、令和 4 年 4 月現在改良率 74.3%、舗装率 97.3%となっており逐次整備を行っているが、車両の離合できない狭あいな区間、袋小路道路等を多く残しているため、道路の拡幅、離合箇所設置等による安全確保対策など道路環境の改善が望まれている。

離島航路は、島と本土を結ぶ唯一の交通手段であり、離島住民の生活には不可欠なものである。一方で、島民の減少等により利用者も減少しており、離島航路を運航するにあたり発生する欠損金は増加傾向にあり、使用されている定期船の老朽化に伴い、代替船を建造する事業者も多く、減価償却による費用の増加も懸念される。

(3) 具体的な解決策

国・県道については、これまでバイパスの整備や改良整備が逐次行われ交通の円滑化が図られてきたが、歩行者の安全確保のために歩道の整備や未改良路

線の改良を国や県に求めていく。

広域的なアクセスについては、広域交通網である国・県道及び地域交通網である市道を含めた一体的な整備を推進する。

市道については、道路拡幅、離合箇所設置及び狭あいな区間の解消など、未改良路線の改良と合わせて歩道整備等に取り組み、高齢化社会に対応できる安全な道路環境の整備を推進する。

離島航路の運航対策については、運航する事業者を支援し、また、浮棧橋等の係留施設の維持管理等を行うことで、離島住民の生活を確保する。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 ア 道路	岩屋本山線道路改良事業	唐津市	
		下牟田部線道路改良事業		
		佐里線道路改良事業		
		鶴牧入野線改良事業		
		丸田線道路改良事業		
		滝川桑原杉山線道路改良事業		
		柳瀬下門線道路改良事業		
		柳瀬狩川線道路改良事業		
		市道法面对策事業		
		市道改良舗装事業		
	イ 橋りょう	呼子大橋長寿命化事業	唐津市	
		橋りょう長寿命化事業		
	(2) 渡船施設			
	ア 係留施設	浮棧橋等の整備及び維持管理事業	唐津市	

	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ア 公共交通	生活路線バス等運行対策事業 ○事業内容 路線バス等の運行に要する経費を補助 ○必要性 生活環境の維持及び福祉の向上のため ○効果等 生活に必要な公共交通機関を確保	唐津市	
		離島航路の運航対策に関する事業 ○事業内容 離島航路の運航に要する経費を補助 ○必要性 生活環境の維持及び福祉の向上のため ○効果等 生活に必要な公共交通機関を確保		

(5) 公共施設等の考え方

市町村合併により市域が広がった本市では、地域間の交流及び一体感の醸成を図るため、道路ネットワークの整備、さらには幹線道路と地域間内道路網を有機的に結ぶ道路を整備するとともに、これらの道路を常時良好な状態に保つように維持管理を行う必要がある。

本市が管理する市道は、令和6年3月末現在で2,672路線、実延長では1,452k mに上るほか、橋梁及びトンネルが11k mある。このうち、2m以上の橋梁891橋に対しては、令和5年度に策定した唐津市橋梁個別施設計画に基づき、補修等の対策が必要と判定された140橋を優先的に、令和6年度からの10年計画で点検・補修を実施する。

また、道路の維持管理については、道路環境パトロールによる日頃からの点検のほか、区長等からの連絡により、補修や改良が必要な箇所は早急に対応していく。舗装改良についても、令和3年度に実施した路面性状調査の結果をもとに令和5年度計画した舗装維持修繕計画に基づき、計画的に舗装改良を実施する。

島民の唯一の交通機関である航路においては、利用者の安全と利便性向上を図るため、浮棧橋等の係留施設の整備及び維持管理を行っていく。

5 生活環境の整備

(1) 基本方針

市民がどこに住んでいても快適で潤いのある生活を送ることができるよう良好な生活環境の確保と安全・安心を守る生活基盤の整備を行い、地域間格差の無い公共サービスを提供する。

(2) 現況と問題点

ア 水道

本市では、公営で1つの上水道事業を運営している。平成21年4月に唐津、浜玉、厳木、相知、北波多及び呼子の6上水道事業を統合し、平成27年4月には市営の26か所の簡易水道と3か所の飲料水供給施設を上水道事業に経営統合した。また、水道水源の水質又は水量に困窮する地区については、管路の接続による施設統合も行い、令和6年度末の計画給水人口は114,900人、計画1日最大水量は58,600 m³、給水区域面積は187.50 km²となっている。

他に組合営の簡易水道が2か所（浜玉・相知）、民営の飲料水供給施設が1か所（七山）、また山間部には共同井戸施設も点在している。

今後は給水人口の減少が見込まれるため、施設の統廃合等で水需要の適正化を図りつつ、老朽化施設の計画的な更新を行う必要がある。

イ 廃棄物処理施設等

ごみ処理については、本市及び玄海町で発生する一般廃棄物を唐津市清掃センターにおいて焼却するとともに破砕埋め立て処理をしている。搬入量は、平成26年度が36,390トンであり、平成17年度以後、わずかではあるが減少傾向にある。この唐津市清掃センターは、平成9年に建設されたもので、設備等が老朽化していたため、長寿命化計画に基づき平成26年度から平成30年度までの5年間で基幹的設備改良工事等を実施した。焼却後の最終処分については、唐津市清掃センター最終処分場が満杯になったため、焼却残渣等は一般財団法人佐賀県環境クリーン財団が設置した最終処分場（クリーンパークさが）に、焼却固化灰は大分市へ搬入している。

し尿の計画収集人口は、令和5年度が8,626人であるが、公共下水道や浄化槽の普及により減少している。収集されたし尿の処理については、唐津

中部衛生処理センター及び唐津北部衛生処理センターの２施設が稼動しているが、これらの施設は、老朽化等により修繕費用が増加している。

過疎地域のごみ処理については、唐津市清掃センターにおいて処理しており、肥前地区の向島においては、平成 26 年度に小型焼却炉を設置し、処理している。搬入量は、市全体と同様でわずかであるが減少傾向である。し尿収集とその処理についても、計画収集人口及び処理量ともに減少傾向だが、収集箇所の子在化による収集効率の低下、し尿中継基地への一時貯留及び離島航路による輸送が課題となっている。

ウ 下水道等汚水処理施設

令和 6 年度末の本市の公共下水道等による汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、戸別浄化槽等）の汚水処理人口普及率は 93.2%である。

過疎地域においては、平均整備率が 76.6%と一部地域の整備が進んでいない。公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、過疎地域における早急な汚水処理施設の整備と水洗化が求められているが、実態に合わせた最適な整備が必要になる。

エ 住宅

市内の公営住宅は、令和 7 年 4 月 1 日現在において 2,144 戸あるが、その大半が昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代にかけて建設されたもので、経年劣化による施設の老朽化が著しく、多くの住宅が改築又は改修等が必要である。

過疎地域における公営住宅については 510 戸あり、多くの住宅が更新時期を迎えており、地区ごとの需要及び社会情勢の変化に配慮しながら公営住宅の整備を検討することが必要である。

オ 消防及び防災

市の消防組織における消防及び防災活動については、消防本部、消防署及び 5 分署において合計 16 台の消防車両のほか、高規格救急自動車等を配備し、職員数 182 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）で行っている。

令和 7 年 4 月 1 日現在における市内の消防団員数は 2,938 人で、若者の市

外への転出等により消防団員の確保が厳しくなっており、団員数の減少と高齢化が進んでいる。

消防施設については、初期消火活動等をはじめとする非常時の迅速な対応のため、今後も消火栓、耐震性を備えた防火水槽、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の整備や更新が不可欠である。

また、過疎地域内においては、消防ポンプ自動車等を常備するために格納庫が必要なため、施設の有効活用を図る観点から消防団員の詰所と併せた施設の整備を行っている。

離島においては、災害時の避難場所は島内の避難所となるため、避難所等に備蓄食料等の整備を行っている。しかし、天候によっては海路及び空路ともに長期間、不通となり孤立するおそれがある。

カ 地域の景観及び生活環境

地域の景観及び生活環境については、人口の流出に伴う空き家の増加及び道刈・道普請などの生産補完機能の低下により、景観の荒廃も懸念される。

また、森林の荒廃、耕作放棄地の発生、水路の荒廃等の進行により自然災害の被害拡大が懸念される。

キ その他

火葬施設については、市内 5 か所で運営しており、令和 2 年度の利用状況は市全体で 1,901 件（市内居住者）となっている。このうち経年劣化とともに老朽化している施設については、統廃合も含めた検討を行っている。

過疎地域については、相知厳木斎場、肥前斎場及び呼子町霊葬場の 3 か所の火葬施設を運営しており、令和 6 年度の利用状況は 448 件である。火葬 3 施設は建設後 30 年以上を経過し、老朽化により修繕を繰り返している。

(3) 具体的な解決策

ア 水道

全市域にわたって地域間格差のない安定した給水サービスを行い、水源水量の確保、水質等の改善などの課題解決に取り組むとともに、施設及び管路の健全性を維持していくため「唐津市水道事業ビジョン」、「唐津市水道事

業経営戦略」及び「唐津市水道施設整備計画」に基づき、水道施設の更新や統廃合を行う。

イ 廃棄物処理施設等

ごみ処理については、唐津市清掃センターの処理施設の適正な維持管理を行うとともに最終処分場の確保に努める。

公共下水道施設等の普及に伴い、し尿収集及び処理量については減少しているが、これらの処理にかかるコストの削減及び地域の実情に応じた施設の改善を図る。

ウ 下水道等污水处理施設

「佐賀県生活排水処理構想」のもと、公共下水道施設の整備を推進するとともに、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設その他の浄化槽の整備を進め、污水处理施設の整備を推進する。

環境保全効果の拡大のため水洗化を推進し、整備施設の稼働率を向上させる。

エ 住宅

指針となる「唐津市公営住宅等長寿命化計画」に基づく維持保全、大規模改修工事及び建替事業を行う。

オ 消防及び防災

消防については、緊急連絡体制の整備及び資機材の充実を図るとともに、消防及び救急車両等の更新について計画的に実施する。

消防団については、若年層の入団を推奨し、また、支援団員制度の活用により必要な消防団員数の確保に努めるとともに、女性消防隊の発足に向けた支援を行う。

また、自主的な防災体制の充実を確立させるため、各地域における自主防災組織の設置について啓発していく。

消防施設については、老朽化した消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び積載車並びに通信施設の更新を行うとともに、初期消火活動の迅速化を図るため、消防格納庫、消防詰所、消火栓及び防火水槽について、計画的

な整備及び改善を行う。

離島の災害時における孤立対策とし、避難所、避難所の環境整備等を引き続き行う。

カ 地域の景観及び生活環境

地域の景観及び生活環境については、地域住民の安心安全な生活環境を確保するために地域の実情に応じた施策を実施するとともに、地域住民等が主体となって行う景観保全活動に対しても必要な支援を行う。

キ その他

昭和 62 年度に建設された肥前斎場及び昭和 61 年度に建設された呼子町霊葬場の 2 つの火葬場は、経年劣化による老朽化が進んでいるため、必要な補修等を行いサービスの維持に努める。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 ア 上水道	水道施設【配水設備】	唐津市	
		水道施設【水源浄水設備】		
		水道施設【老朽管更新】		
	(2) 下水道処理施設 ア 公共下水道	下水道施設 【特定環境保全公共下水道】	唐津市	
		下水道施設【公共下水道】		
		イ 集落排水施設 下水道施設 【高串地区漁業集落排水施設整備】	唐津市	
		下水道施設 【農業集落排水施設（長寿命化）】	唐津市	
		下水道施設 【漁業集落排水施設（長寿命化）】		
	ウ 地域し尿処理施設	し尿貯留（中継槽）施設整備事業	唐津市	
		下水道施設 【公共浄化槽等整備推進事業】		
	(3) 消防施設	消防施設整備事業	唐津市	
		消防設備整備事業		

(5) 公共施設等の考え方

唐津市公共施設等総合管理計画及び唐津市公共施設再配置計画に基づき、次のとおりとする。

ア 水道施設

上水道施設については、管路の接続により統合が可能な浄水場及び取水場は、統廃合を行い、施設更新費用及び維持管理費を削減する。

また、廃止対象の浄水場は、老朽化が著しいため、解体撤去に向け財源確保とスケジュール管理が必要になる。

下水道施設については、供用開始後 40 年以上経過した処理施設があることや幹線管渠整備も概ね完了することから、維持管理・長寿命化対策に重点を置く。

イ 衛生施設

a 火葬場

将来的には、広域施設として市域に一つの機能配置を基本とする。大平山斎苑を除く火葬場については、段階的に統合することとし、斎場機能については廃止を進める。

b 衛生処理場

バイオマス事業の実証実験結果を踏まえたうえで、必要な機能を維持する。

維持管理に関し必要不可欠な整備を行いながら、し尿・浄化槽汚泥と下水道汚泥の一括処理を行う検討を行い、施設の統廃合を目指す。

c ごみ処理場

一般廃棄物処理施設及び最終処分場については、それぞれ市域に一つの配置を基本とする。

ウ 消防及び防災施設

消防本部は現在の配置を基本とし、消防署分署は現在配置の 5 施設と擦る。

消防詰所については、消防団の組織機構に応じ維持するものとし、部ごとを基本として、団員数を加味した適正規模での配置とする。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 基本方針

少子化・高齢化・周辺地域の過疎化が急速に進む中、一人ひとりが生涯を通じて安心してこころよく暮らせることは、全ての市民が求める最も基本的な事項である。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、

子育て・介護の時間、自己啓発の時間及び文化、スポーツ等を楽しむような個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが必要である。

また、生活の質を低下させることなく、社会参加を続けながら年を重ねていくアクティブエイジングの実現と次世代を担うこどもたちを安心して産み、育てられ、いつまでも健康で、充実した老後を過ごすことができ、障がいのある人にもやさしく、誰もが社会参加できるまちづくりを実現するため、市民生活をしっかりと支える地域福祉の確立を目指す。

(2) 現況と問題点

ア 児童福祉

児童福祉施設については、施設の老朽化や保育ニーズの多様化への対応が求められている状況である。

子どもの医療費助成については、0 歳から 18 歳年度末までのこどもが受診した医療費の助成を現物給付で行っている。

一時預かり、延長保育及び特別支援保育は多くの保育所で実施しているが、休日保育については市内で 1 園しか実施されていない状況である。

放課後児童クラブについては、53 箇所で開催しているが、特定地域での対象児童の拡大及び障がい児童の増加に伴う受入体制の見直しについて検討していく必要がある。

過疎地域は、特に少子化による人口減少が進む中で市内の他の地域に比べ児童数の減少が著しく、一方では、核家族化の進行や女性の社会進出の増大などによる保育ニーズの多様化が見られ、受入体制の整備に取り組む必要がある。

離島の保育については、特に保育を利用する児童数の減少が深刻化しており、運営が困難となっていることからその対応策が必要となっている。

イ 高齢者福祉

本市の住民基本台帳による 65 歳以上の高齢者人口は、令和 7 年 7 月現在で 38,582 人となり、人口 112,845 人に対して高齢化率は 34.2%となってい

る。世帯別に見ると、高齢者のみの世帯が令和 2 年国勢調査の結果では 11,713 世帯で全世帯数 44,011 世帯に対して 26.6%を占め、いずれも国や県に比べ高い比率である。

高齢者の単身世帯については、6,179 世帯と市全体の 14%を占め、今後も増加が見込まれている。高齢者の単身世帯の増加については、核家族化の進展をはじめとする生活体系の変化が主な要因とされているが、このような単身世帯の高齢化比率の増加に対応するため、今後は、これまで行っていた在宅での介護から高齢者介護を地域社会全体で支えていく仕組みづくりが求められている。

ウ 障がい者・児福祉

障がい者手帳を所持している人は、令和 7 年 3 月末現在において 8,400 人となっている。その内訳は、身体障害者手帳保持者が 5,868 人、療育手帳が 1,444 人、精神障害者保健福祉手帳が 1,088 人となっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にある。

今後も、急速な勢いで進む高齢化及び社会情勢の変化による心的ストレスにより障がい者手帳を所持する人は更に増加するものと考えられる。

エ 保健

母子保健については、育児支援並びに発達障がい児の早期発見及び早期対応を乳幼児健診、相談事業、訪問事業、各種教室事業等を通して実施している。健診及び相談の未受診者やハイリスク者に対しては、訪問での個別フォローを行うことで対応している。

成人保健については、早世予防及び医療費抑制の目的においても特定健診及びがん検診の受診率の向上が大きな課題である。また、健診の結果に基づき保健指導を実施しているが、メタボリックシンドローム該当者が増加傾向にあり、これらを減少させるための取組が必要である。

離島の保健事業については、健診は各離島診療所を中心に実施しており、受診率は市平均より高い状況にある。指導体制は、保健師又は管理栄養士が離島

に出向き、生活習慣病予防のため各家庭を訪問し、栄養及び運動指導等を行っている。

(3) 具体的な解決策

ア 児童福祉

児童福祉施設については、各地域の状況を把握し、施設の老朽化等に伴う整備を計画的に行うなど、地域や保護者のニーズに合ったサービスの拡充を図る。

過疎地域の保育所については、県とともに安定した保育サービスを提供するため、地域型保育事業による運営を検討し、地域の実情に応じたより良い保育サービスが提供できるよう努める。

子育てに関する相談をはじめ一時預かりなど多様な支援を「唐津市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施する。

放課後児童クラブについては、利用者の意向を反映した環境の整備に努める。

地域の福祉活動については、地域福祉活動やボランティア活動等を積極的に進めるための支援を行う。

イ 高齢者福祉

「唐津市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち暮らせるまちづくりを基本理念に高齢者の社会参加と安心して暮らせる体制の推進、地域で支える体制づくりの推進及び介護サービスの実施と質の向上を図る。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で役割や生きがいを持ち安心して過ごすことができるよう、高齢者が培ってきた豊かな知識及び経験を活かすための社会参加活動や生涯学習活動の支援、高齢者の活動の場の提供などの高齢者にやさしい町づくりに取り組む。

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、市民

主体の健康づくり、介護予防及び自立支援の促進に取り組み、自助・互助・共助・公助による支援体制の充実を図る。また、関係機関・団体と連携し、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議や生活支援体制整備の充実を図る。認知症の人とその家族への支援として、認知症への理解を深めるための啓発や早期発見・早期支援の仕組みづくり、地域での見守り体制づくり等を推進する。

介護サービスでは、利用者が安心して良質なサービスを利用できるよう、利用者の立場に立った相談、苦情対応及び情報公開の体制を充実する。また、サービスの質の確保及び向上を図るため、介護人材の養成、確保及び専門性向上に取り組む。

ウ 障がい者・児福祉

「からつ自立支援プラン」に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるように支援する相談支援体制の強化を図るとともに、障がいがあっても住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、自宅の改修の支援、日中活動の場の確保、民間住宅やグループホーム等の確保など地域の受け皿を充実させる。

また、自立するための就労は、地域で安定した生活を送る経済的な基盤の一つでもあり、障がいのある人自身の能力及び適性に応じた仕事を提供し、それを継続できるよう支援するとともに、関係機関の連携のほか、一般企業に対する障がいのある人への理解の推進、雇用に関する働きかけに努める。

エ 保健

保健事業については、保健師・管理栄養士が地区担当制をとり、さんてを拠点とし、効率的かつ有効な事業を展開するとともに、疾病予防及び健康増進を図るため、地域の実情に応じた事業を実施する。

健診及び相談の未受診者やハイリスク者に対しては、受診及び生活改善等の指導を充実し、メタボリックシンドローム判定者等の抑制及び重症化

予防に努める。

健診事業の実施施設に問題がある地域に対しては、市民が受診しやすい環境となるよう必要な施設の改良を行う。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設			
	ア 老人福祉センター	高齢者福祉施設改修事業	唐津市	
		厳木市民センター等改修整備事業（高齢者施設）		
	イ 市町村保健センター	厳木市民センター等改修整備事業（保健センター）	唐津市	再掲
	ウ その他	総合福祉施設整備事業	唐津市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	ア 児童福祉	子どもの医療費助成事業 ○事業内容 子どもに係る医療費の一部助成 ○必要性 一層の若年層の減少の抑制のため ○効果等 子どもを持つ世帯の負担軽減	唐津市	
		離島保育所運営事業補助 ○事業内容 離島保育所の運営補助 ○必要性 保育を必要とする児童に対する安定した保育サービスの提供のため ○効果等 離島での安定した保育サービスの提供		
		教育・保育施設給付 ○事業内容 保育料の負担軽減 ○必要性 児童数の著しい減少のため ○効果等 出生率の上昇及び就労世帯の流入等		
		特別保育事業 ○事業内容		

		特別保育の実施補助 ○必要性 児童の福祉の向上を図るため ○効果等 児童福祉、地域福祉及び心身に障がい又は発達遅滞のある児童の福祉向上	
	イ 高齢者・障がい者（児）福祉	福祉船舶利用助成事業【障がい者】 ○事業内容 離島に在宅する重度障がい者（児）に渡船料の一部を助成 ○必要性 障がい者等の生活圏の拡大と社会参加の促進につなげるため ○効果等 生活圏の拡大と社会参加の促進	唐津市
		福祉タクシー助成【障がい者】 ○事業内容 在宅の重度障がい者（児）にタクシー利用料金の一部助成 ○必要性 障がい者等の外出の機会の増加と、気軽に外出しやすい環境を整え、日常生活の利便性の向上につなげるため ○効果等 経済的負担の軽減及び日常生活の利便性の向上、社会参加の促進	
		高齢者日常生活支援事業 ○事業内容 在宅高齢者の軽易な作業の援助等の日常生活支援 ○必要性 高齢者の自立した生活と要介護状態の進行の防止を図るため ○効果等 在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続していくことができる	
		高齢者緊急通報装置貸与事業 ○事業内容 一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与 ○必要性 高齢者の孤独死の防止と福祉の増進を図るため ○効果等 一人暮らしの高齢者の安心、安全な生活につながる	
		地区敬老会行事奨励事業 ○事業内容 各地区で実施される敬老会行事に対する補助 ○必要性	

		高齢者の積極的な社会参加推進のため ○効果等 高齢者の積極的な社会参加の推進		
		老人クラブ団体運営事業 ○事業内容 老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助 ○必要性 高齢者の積極的な社会参加推進のため ○効果等 高齢者の積極的な社会参加の推進		
	ウ 健康づくり	健康づくり事業 ○事業内容 食生活改善地区組織活動を通じた栄養・運動指導 ○必要性 健康の向上及び増進のため ○効果等 健康の向上及び増進	唐津市	
	エ その他	はり、きゅう等施術費助成事業 ○事業内容 はり、きゅう及びマッサージ施術費の一部を助成 ○必要性 福祉の増進及び健康の保持増進のため ○効果等 福祉の増進及び健康の保持増進	唐津市	
		小地域福祉活動推進事業補助 ○事業内容 地域福祉活動のリーダー的役割を担う「福祉員」を設置 ○必要性 地域福祉の推進のため ○効果等 地域福祉の推進	唐津市	
		地域福祉活動事業補助 ○事業内容 ボランティア活動等の地域福祉活動への補助 ○必要性 地域福祉活動の充実のため ○効果等 地域福祉活動の充実	唐津市	

(5) 公共施設等の考え方

ア 福祉施設

a 福祉施設

設置目的及び利用状況を考慮した適正規模での配置とする。

b 住生活支援施設

民営化・民間活用を基本とし、施設の利用状況により統廃合又は用途廃止を進める。母子生活支援施設については、利用状況に応じた適正規模での配置とする。

c 保育所

利用状況に応じた適正規模による配置とし、他の公共施設との複合化又は民営化を進める。

d 放課後児童健全育成施設

新たな施設整備は最小限に留め、他の公共施設や余裕教室等の活用を進めるなど適正規模での配置とする。

e 老人憩の家

公民館等への機能移転を進め、単独施設としての更新は行わない。離島の施設においては機能を維持する。

f 高齢者センター

自治会圏域で利用されている施設については地元自治会への譲渡または、公民館等への機能移転を進め、施設の更新は行わない。離島の施設においては、多目的な用途への転換を進める。

イ 保健施設

保健センターについては、将来的には広域施設として、市域に一つの機能配置を基本とする。市民センター圏域にある施設については、多目的な活用を図ると共に、健診や保健指導が実施できる他の公共施設への機能移転を進める。

7 医療の確保

(1) 基本方針

本市で暮らす市民にとって、健康で安心できる日常生活を送るためには、必要なときに適切な一次医療を受けることができる環境、体制を整備する必要がある。とりわけ本市の属する北部医療圏（唐津市及び玄海町）には高次医療機関である大学病院等がなく、高次の医療を受けるためには佐賀市や福岡市等の

遠距離の病院を受診せざるを得ないなど、医療提供環境が充足しているとはいえない状況である。

そのため北部医療圏における一次医療体制の確保として、休日、夜間等においても迅速かつ適切な医療を提供し、早期受診による適切な処置により、重篤化リスクを軽減するとともに、早期治療による医療費全体の抑制を図るなど、当該医療圏内において身近な医療提供体制を堅持することが肝要である。

これからますます人口減少が加速するなか、北部医療圏内において対応できない重症患者等に対する医療行為については、近隣の高次医療機関との円滑な連携により対処するネットワークを構築していく。

(2) 現況と問題点

本市においては、北部医療圏における一次医療体制の確保として、休日急患センターの運営や小児救急センターへの支援等を行っているが、医師の労働環境の変化や医師の高齢化及び医師の偏在により、今後医師の確保が困難となる可能性があり、特に救急医療、周産期医療及び小児医療の体制の維持が喫緊の課題となっている。

また、市街周辺地域などのいわゆる人口減少が著しい過疎地域においては、特に医師の高齢化及び後継者不足が顕著で、今後医療機関が不足する地域が増加することが予測されており、地域の一次医療の維持のため、より具体的な施策の展開が望まれる。

(3) 具体的な解決策

救急医療機関及び関係機関が連携し、急病患者に 365 日 24 時間体制の医療を提供できるよう、救急医療体制の強化及び医師や看護師等の医療関係者の確保を行う。また、唐津赤十字病院を中心とした医療機関同士の連携及び医療資源の効率的運用を図ることで、救急医療、周産期医療及び小児医療の充実に努める。

離島をはじめとする過疎地域の医療提供体制への対策として、離島診療所の維持補修や改修、医療設備の適切な更新を実施しつつ、身近な地域に診療所がない地域住民に対しては、訪問診療などの在宅医療の充実強化を図り、適切な

医療提供体制を維持する。

また、離島住民に対しては、島外の医療機関に通院するための船賃の一部補助を拡充することで、島民の通院に係る経済的負担を軽減し、疾病の早期発見・早期治療の促進及び健康寿命の延伸に努める。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	ア 診療所	離島診療所医療機器整備事業（診療所設備整備費補助）	唐津市	
		離島診療所施設整備事業（診療所施設整備費補助）		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	ア その他	離島通院費補助事業 ○事業内容 島外の医療機関で診療を受けた離島住民に対し、航路運賃の一部を助成する ○必要性 医療確保のため ○効果等 離島住民の通院に係る経済的負担の軽減と疾病の早期発見、早期治療に寄与 辺地医療対策（辺地出張診療医療医師等派遣事業） ○事業内容 辺地への上張診療医師派遣 ○必要性 辺地住民の健康保持のため ○効果等 医療機会の確保 離島診療所運営事業 ○事業内容 離島診療所の運営 ○必要性 健康保持と医療・衛生の向上のため ○効果等 健康保持と医療・衛生の向上	唐津市	

(5) 公共施設等の考え方

ア 市民病院

地域医療の中核拠点として現在の配置とする。

イ 診療所

地域の一次診療を確保するため、現在の配置を基本とする。離島の施設においては、複合化を含め機能を維持する。

8 教育の振興

(1) 基本方針

少子・高齢化の進行、深刻化する環境問題等により社会情勢が変化する中で、地域社会における人間関係及び連帯意識が希薄になるなど、心の荒廃が叫ばれている。

本市の教育は、こどもたちの自立の基礎となる生きる力を育むために、確かな学力を身につける学校教育の充実、学校、家庭及び地域の連携による心の教育の充実及び青少年の健全育成を推進する。

また、市民が地域社会において、毎日を生き生きと過ごすことができるよう生涯学習の振興を図る。

(2) 現況と問題点

ア 学校教育

全国的な少子・高齢化のなか、本市においても児童生徒数が減少しており、本市の過疎地域における児童生徒数も少子化傾向が著しく進んでいる。

また、児童生徒数の減少により、複式学級を取り入れざるを得ない学校が発生しており、教育環境の向上のため小中学校の統廃合による通学区域の再編を進めている。

校舎、屋内運動場、プール、教職員住宅等の学校施設の整備については、唐津市教育委員会個別施設計画に基づき、老朽施設の改築及び改修を進めている。

学校統合に対しては、遠距離通学者等の通学支援を実施するとともに、廃校舎についても地域資産として有効に活用できる方策について、地域住民を交えて検討している。

イ 生涯学習

近年、コミュニティ活動及び生涯学習に対する住民意識は高度化・多様化し、生涯学習環境は更なる充実が求められている。

本市においては、区域毎の公民館及び図書館を中心に社会教育事業の推進を行っている。

一方、市民による文化活動団体及び各種グループの活動も実施されているが十分とは言えず、団体及び指導者を育成し、更に活動の促進を図っていく必要がある。

また、図書館については、近代図書館ネットワークシステムを整備し、市内全域に同等の図書サービスの提供を行っているが、地域ごとの利用状況に偏りがあり、さらなる利用促進を図る必要がある。

施設については、一部に老朽化した施設もあり、耐震化とともに機能回復のための改修も必要となっている。

ウ スポーツ振興

スポーツ施設については、過疎地域の区域毎に屋外及び屋内施設を備えた運動広場、総合運動場等を整備し、地域のスポーツ活動のほか、広域的なスポーツ大会が開催され、住民に広く活用されている。

地域住民は、スポーツクラブへの加入及び各種スポーツ大会への参加等によりスポーツ活動に積極的に参加しており、今後も健康志向の高まりとともに、新たなスポーツ種目の普及が見込まれている。

こうした需要に対応するため、地域の中で中心となってスポーツ活動を実施するスポーツ協会をはじめスポーツ推進委員等の育成強化並びにスポーツ施設の安全確保及び機能拡充が必要となっている。

(3) 具体的な解決策

ア 学校教育

学校施設及び学校関連施設の整備については、児童生徒の安全・安心や快適な教育環境を確保するため、計画的に校舎、屋内運動場等の改修及び機能拡充のための工事を実施する。

また、特別教室及び屋内運動場への空調設備整備、トイレの洋式化、照明

機器のLED化等の整備を進める。

ICT教育を推進する施設の整備については、児童生徒の学力向上に向け、1人1台タブレット端末、電子黒板、デジタル教科書等を活用した授業を行うための環境整備を進める。

また、学習効果を高める教育を推進するために、地域住民に十分な説明を行うとともに意見を聞きながら小中学校の統廃合を実施する。

遠距離通学の児童生徒については、スクールバスの運行、交通費の助成等の通学支援を行っている。

また、統廃合に伴う廃校舎又は跡地の利用については、地域の愛着ある資産として地域住民の意見を聞きながら地域にあった有効な活用を図る。

イ 生涯学習

生涯学習施設の充実及び有効活用を図るとともに、国際化教育及び情報化教育並びに高齢者の社会参加と生きがいづくりなど、社会の変化や世代間のニーズに対応した生涯学習の環境づくりを推進する。

公民館活動については、各グループの活動を支援し、地域における生涯学習の振興を推進する。また、豊かな感性及び自立心を持った青少年の健全育成に寄与するため、海洋、山間等の自然の中での野外体験研修を推進する。

地域住民によるコミュニティ活動の伸展については、地域の活動拠点として活用する自治公民館の整備について支援する。

図書館施設については、安心・安全に利用できるよう移転改修や機能拡充のための整備を実施する。

ウ スポーツ振興

多様化する住民ニーズに対応し、こどもから高齢者まで一人ひとりのレベルに合わせた生涯スポーツができるシステムを構築するため、スポーツ施設の整備及び各種スポーツ教室の充実を図る。

また、住民の自主的活動を支援するため、各スポーツ団体の組織強化及び指導者の育成並びに活動の支援を行う。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	ア 校舎	小学校校舎関連施設の工事（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）	唐津市	
		中学校校舎関連施設の工事（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）		
	イ 屋内運動場	小学校屋内運動場関連施設の工事（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）	唐津市	
		中学校屋内運動場関連施設の工事（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）		
	ウ 屋外運動場	小学校屋外教育環境事業	唐津市	
		中学校屋外教育環境事業		
	エ 給食施設	学校給食関連施設の工事	唐津市	
	オ 教職員住宅	教職員住宅改修事業	唐津市	
	(2) 集会施設、体育施設等			
	ア 公民館	厳木市民センター等改修整備事業（公民館）	唐津市	再掲
		公民館等施設整備費（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）		
	イ 集会施設	集会施設等整備事業（修繕、大規模改造、改善、長寿命化改修、改築等）	唐津市	
	ウ 体育施設	厳木社会体育施設整備事業	唐津市	
		相知社会体育施設整備事業		
		肥前社会体育施設整備事業		
		鎮西社会体育施設整備事業		
		呼子社会体育施設整備事業		
		七山社会体育施設整備事業		

	エ 図書館	図書館整備事業	唐津市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	ア 義務教育	放課後子ども教室推進事業 ○事業内容 社会教育団体が行う、放課後子ども教室事業への補助 ○必要性 生涯学習の振興のため ○効果等 こどもたちの心豊かで健やかに育まれる環境づくり	唐津市	
		たくましいからっ子育成事業 ○事業内容 海洋や山間等の自然の中での野外体験研修を行う事業 ○必要性 豊かな感性と自立心を持った青少年の健全育成のため ○効果等 郷土愛や社会性、主体性、創造性を育み、心豊かな人格を形成する		
	イ 生涯学習・スポーツ	唐津市社会教育団体補助 ○事業内容 地域の特色ある活動事業に対する補助 ○必要性 社会教育活動の推進のため ○効果等 社会教育活動の推進	唐津市	
		市民スポーツ大会事業 ○事業内容 市民スポーツ大会を開催 ○必要性 体力向上と健康増進のため ○効果等 地域間の親睦と交流、地域スポーツの振興ならびに体力向上と健康維持		
		相知ロードレース大会事業 ○事業内容 相知ロードレース大会の開催補助 ○必要性 体力向上と健康維持のため ○効果等 体力向上と健康維持		
		市民体育祭事業 ○事業内容 体育祭及び運動会の開催 ○必要性 健康と体力向上及び生涯スポーツの推進のため		

		○効果等 健康と体力向上及び生涯スポーツの推進		
		公民館運営事業 ○事業内容 校区公民館の運営 ○必要性 生涯学習の振興のため ○効果等 生涯学習の振興		

(5) 公共施設等の考え方

ア 義務教育施設

a 中学校

「唐津市立学校通学区域審議会」の答申に基づき、将来の生徒数の推移を見ながら、学校規模の適正化及び適正配置を行う。必要に応じ小中併設校の検討も行う。

b 小学校

「唐津市立学校通学区域審議会」の答申に基づき、複式学級の解消に努め、学校規模の適正化を進める。また、将来の児童数の推移を見ながら、小学校の適正配置を行い、必要に応じ小中併設校の検討も行う。

c 教員宿舎

必要数を維持するものとし、閉校により不要となった施設は用途廃止を行う。

d 学校給食関連施設

市域には共同調理場として東部学校給食センターと西部学校給食センターの2つを配置し、離島などの一部では学校施設内に単独調理場を配置する。

イ 生涯学習施設

a 公民館

施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。

b 集会所

自治会が所有する公民館類似施設との公平性の観点から、地元自治会への譲渡を進め、施設の更新は行わない。

c 図書館

市域に一つの配置とする。

d 社会教育研修施設

施設の老朽度に応じて、公民館等への機能集約または用途廃止を進める。

ウ スポーツ施設

a 体育館・武道館

国民スポーツ大会などの競技会場として使用する大規模な施設は現在の配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止または学校体育施設への機能集約を進める。なお、閉校した小中学校の体育施設の更新は行わない。

b プール・グラウンド施設・球技場

国民スポーツ大会などの競技会場として使用する大規模な施設は現在の配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止または学校体育施設への機能集約を進め、施設の更新は行わない。

9 集落の整備

(1) 基本方針

過疎地域が良好な生活空間として維持されていくためには、地域における最も基本的な生活圏である集落の維持が不可欠である。集落の実態を把握し、集落対策に積極的に取り組み、地域経営の仕組みを構築していく。

(2) 現況と問題点

本市の過疎地域の小規模高齢化集落においては、若年層の減少により、集落住民で行う共同作業、伝統行事等の継続が課題となるなど、集落機能の低下が懸念され、集落を取り巻く状況は厳しさを増している。

また、集落機能の低下に伴い、耕作放棄地の増大、森林の荒廃、集落施設等

の老朽化、貴重な地域の文化や産業の消滅等が危惧されている。

(3) 具体的な解決策

地域住民が相互に協力し合いながら生活の維持及び向上を図ることが地域コミュニティの再生につながり、自らの集落の現状及び将来について話し合うことが集落の活性化につながっていく。このため、集落で話合いの機会や集落内の自治力向上のため引き続き集落内の地域リーダーの育成を支援していく。

また、外部人材の力を借りた新たな試み及び地域が集落の持続的な発展のために実施する所有施設などの自発的な整備に対しても支援を行う。

都市部から訪れた人々に良好な自然環境や安らぎを提供するために、集落の生活環境の整備及び維持を行うとともに、移住促進のためインターネット等を活用して過疎地域の土地及び住宅状況等の情報提供を行うなど、ソフト事業を推進する。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) その他	がんばる地域応援事業補助	唐津市	
		公民館類似施設整備補助事業		

(5) 公共施設等の考え方

集会所施設については、自治会が所有する公民館類似施設との公平性の観点から、地元自治会への譲渡を進め、施設の更新は行わない。

10 地域文化の振興等

(1) 基本方針

文化芸術は、人々の想像力や表現力を高め、世代を超え受け継がれ、多様な価値観を尊重する姿勢を育む、豊かな生活に必要なものである。文化芸術に親しめる機会を広げ、文化芸術に関わる人々の活動の活性化を図るとことで、豊かで多様性のある、活気のあるまちづくりを目指す。

また、貴重な文化遺産を守るために、伝統文化を次世代に継承するとともに

優れた文化財の保存及び整備を行う。

(2) 現況と問題点

本市では、市民の文化意識の高揚と文化振興を目的とした市民文化祭は、市民で構成される団体が参加し創り上げる文化の祭典であり、市民の自主的な文化活動の活性化、文化交流の場の創出などの重要な機会となっている。また、近年の参加団体は、華道、茶道、書道、園芸、写真など多岐の分野に渡る。

文化芸術の拠点としての施設においては、市民・文化団体と連携・協力体制の構築を図りながら、公益的な文化芸術事業や展示等を実施し、市民に質の高い芸術文化を鑑賞する機会及び歴史的な伝統文化学習の場の提供等に取り組んでいる。

各文化施設においては、建築後かなりの年数を経過しており、建物本体及び機械設備の老朽化が著しく、経年劣化に伴う修繕及び突発的な工事の件数が年々増加している状況であり、耐震診断の結果や財政事情等を踏まえ将来を見据えた施設環境の整備が今後の重要な課題である。

また、少子高齢化の進行により従来の地域のコミュニティの崩壊などが危惧されている。文化芸術団体や伝統行事団体でも会員や担い手の減少、後継者の不足、資金面の負担増などによる団体の解散や行事の中止が起こっており、基盤の強化が必要である。また文化芸術にふれる機会の充実や、他分野や他地域との連携や交流、情報発信の強化などが求められている。

(3) 具体的な解決策

自然及び歴史文化遺産については、史跡や天然記念物の保存及び活用に努め、埋蔵文化財、歴史的町並みなどの調査、保存及び修復を図る。

歴史、文化、伝統芸能等への認識については、調査、学習及び啓発活動を通して深め、後世に受け継ぐための指導者支援及び後継者の育成を進める。

また、地域文化の保全のために高齢者が持つ豊かな知識、技術等を活用して、祭りや食文化の伝承にも努める。

各地区の文化芸術活動の推進については、文化芸術にふれることができる多様な機会の創出、情報発信の強化を図る。また伝統行事の継承についても支援

を行っていく。文化芸術活動の拠点となる各文化施設については老朽化対策を実施し、施設環境の整備を行う。

地域の文化的資源や歴史的資源を生かしながら、新たな魅力や交流を創出し、地域活性化を図る。新たな文化を創造していくとともに、賑わいのあるまちづくりを目指す。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ア 地域文化振興施設	相知交流文化センター改修事業	唐津市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ア 地域文化振興	観光文化施設管理 ○事業内容 地域住民と連携した文化施設の運営 ○必要性 文化環境の整備及び充実のため ○効果等 歴史及び民俗に対する理解を深める	唐津市	
		指定文化財維持管理事業 ○事業内容 指定文化財の維持管理及び清掃等 ○必要性 まちづくり及び地域活性化のため ○効果等 地区民の郷土の文化財・歴史等地域文化を大切に作る心を育む		
		郷土伝統行事補助 ○事業内容 伝統行事を継承するための事業に補助 ○必要性 伝統行事の継承、地域の振興のため ○効果等 伝統行事の保存、継承及び後継者育成		
		市民文化祭 ○事業内容 市民文化祭の開催 ○必要性 文化環境の整備及び充実のため ○効果等 芸術文化事業の推進		

		文化連盟補助 ○事業内容 文化環境の整備及び充実に寄与することを目的とした各地区の文化連盟等に対する補助 ○必要性 文化環境の整備及び充実のため ○効果等 市民の文化に対する意識の高揚と地域文化の活性化の推進	
		歴史的町並み保存対策事業 ○事業内容 伝統的なまちなみを保存する事業 ○必要性 まちづくり及び地域活性化のため ○効果等 住民の郷土文化財・歴史等地域文化を大切にすることを育む	

(5) 公共施設等の考え方

市民会館・文化会館については、概ね 1,000 人規模の施設は市域に一つの配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止を進める。複合施設のホール機能については、それぞれの施設の方針による。

1 1 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 基本方針

本市が持つ高い再生可能エネルギーのポテンシャルをいかし、新しい成長軌道に乗せ、市民生活と産業活動を高めていくためには、市内だけではなく広く他地域からのチャレンジを呼び込む必要がある。このためには、市が高い目標を掲げ、率先的な導入及び情報発信を行うとともに、研究開発、実証テストや起業といった取組について、市を挙げて支援していくという戦略を進めていく。

(2) 現況と問題点

本市は、再生可能エネルギーを含めた新エネルギーの地域への導入を新産業の創出及び雇用の拡大の切り札ととらえ、公共施設への太陽光発電及びバイオマスボイラーの導入、民間団体などのバイオマス燃料導入などを進めてきた。しかしながら、本市の人口や産業構造の変化とエネルギー消費の動向からすると、非常に大きな再生可能エネルギーの可能性・潜在性（ポテンシャル）が存

在することが把握されており、十分にポテンシャルを活かせていない状況である。

(3) 具体的な解決策

本市では再生可能エネルギー関連産業を市の特徴的な産業としていくことを目指し、再生可能エネルギーの率直的導入、市有地への太陽光発電の誘致、大学や国の機関への職員派遣による人材育成、再生可能エネルギー事業の誘致につながる県との連携、レンズ風車など新技術の普及導入に関連する大学等との連携、バイオマスや地中熱利用のための調査などに取り組む。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の促進	なし			

(5) 公共施設等の考え方

なし

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 基本方針

過疎地域においては、長い歴史に育まれた文化及び慣習を有し、それぞれが特色あるまちづくりに取り組んできた。過疎地域の特性を生かした個性ある地域づくりを各種事業により総合的に支援し、地域の主体性の確立及び地域の持続的発展を図る。そのために、各地域の自然資源を活用した地域イベント等を開催するほか、離島に関しては、島民自らの創意工夫により振興及び活性化を図るための事業に対し引き続き支援を行うことで、離島それぞれの個性を活かした活性化を推進する。

また、快適な市民生活を送るための基盤整備は、まちづくりの基礎として重要なものであるため、自然環境の保全、ごみの削減、リサイクル等の循環型社会の形成に取り組む。

(2) 現況と問題点

地球環境は、かつてないほど深刻な状況に直面している。特に気候変動は、

世界中で頻発する豪雨や猛暑、干ばつ、森林火災などの極端な自然災害を通じて、人々の生活や経済に深刻な影響を与えており、温室効果ガスの排出削減が緊急の課題となっている。

また、プラスチックごみや海洋汚染、化学物質の影響、生物多様性の損失、資源の大量消費なども大きな問題となっている。こうした環境問題は、経済活動やライフスタイルと密接に関わっており、従来の社会・経済のあり方そのものの見直しが求められている。

このような状況を背景に、本市は、「脱炭素（カーボンニュートラル）」「資源循環（サーキュラーエコノミー）」「自然共生（ネイチャーポジティブ）」の三つの柱を軸に、社会構造全体に転換が必要となってきた。

(3) 具体的な解決策

ごみ減量化及び再資源化のために、ごみ集積所を設置することで、ごみ集積の利便性を図り、分別収集カレンダーの作成・配布等を行っていく。また、リサイクルに対する意識の高揚を図るため、粗大ごみで回収した自転車や家具などをもったいないセンターにて再生後、再生品を市民へ提供する取組等を行う。

生活環境の向上と環境保全に対する市民の意識向上のために、自主的に地域の自然環境の保全活動、環境整備事業などを行う地域団体の活動支援を行うことで、地域団体の育成や活動の共有を行い、市民による環境保全・啓発を図る。

(4) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	なし			

(5) 公共施設等の考え方

ア 衛生処理場

バイオマス事業の実証実験結果を踏まえたうえで、必要な機能を維持する。

イ ごみ処理場

一般廃棄物処理施設及び最終処分場については、それぞれ市域に一つの配置を基本とする。

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト事業）分

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住地域 間交流の促進、人材 育成	ア 地域間交流	国際溪流滝登り事業 補助	唐津市	国際交流を図る地域活性化の事業 であり、その効果は将来に及ぶも のである。
		棚田地域保全活動支 援事業		棚田を舞台とした都市との交流を 図る地域活性化の事業であり、そ の効果は将来に及ぶものである。
	イ その他	がんばる地域応援事 業補助	唐津市	地域コミュニティ活動の促進及び ふるさと意識の高揚ならびに地域 活性化を図る事業であり、その効 果は将来に及ぶものである。
		ふるさとまつり事業 補助		地域コミュニティ活動の促進及び ふるさと意識の高揚ならびに地域 活性化を図る事業であり、その効 果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	ア 第１次産業	森林環境保全直接支 援事業	唐津市	森林の持つ多面的機能を発揮させ ることで、地域住民が安全・安心 に生活していくための事業であり、 その効果は将来に及ぶものでは ある。
		漁業経営支援事業		漁業活動を安定的に持続していく ことで、水産業における経営状況 の改善を図る事業であり、その効 果は将来に及ぶものである。
		漁場生産力・水産多 面的機能強化対策事 業		水産業及び漁村の有する多面的機 能の効果的な強化を図る事業であ り、その効果は将来に及ぶもので ある。
		種苗購入・放流事業		水産資源の維持及び増大のための 事業であり、その効果は将来に及 ぶものである。
		漁場等環境保全総合 美化事業		水産業の再生・漁村の活性化を図 る事業であり、その効果は将来に 及ぶものである。
		複合経営等漁家経営 改善支援事業		漁業者の経営の安定を支援し、漁 業新規就業者の就業促進及び後継 者育成を図る事業であり、その効 果は将来に及ぶものである。
		明日の漁業者支援事 業		
		漁村センター管理		漁業の振興、社会教育の充実、保 健福祉の増進を図る事業であり、 その効果は将来に及ぶものでは ある。
		呼子台場都市漁村交 流施設管理		漁村の生産者の所得向上と水産業 の活性化を図る事業であり、その 効果は将来に及ぶものである。
		水産業振興まつり補 助		水産業の持続的な発展に寄与する 事業であり、その効果は将来に及 ぶものである。

		離島漁業再生支援交付金事業		離島の漁業の再生を支援することで、漁場の生産力向上を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		多面的機能支払交付金事業		農村集落の多面的機能を維持することで、農業の持続的発展に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
	イ 商工業	呼子朝市活性化対策事業 中小企業等活性化支援事業	唐津市	中小企業の経営力強化の取組並びに地域商店街の集客及び地元消費拡大のための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
	ウ 観光	観光施設管理事業 観光地域づくり事業	唐津市	観光地としての魅力アップ及び観光客の利便性向上を図ることで、地域活性化に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	ア その他	チャンネルからつ運営	唐津市	情報収集手段を確保する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	ア 公共交通	生活路線バス等運行対策事業 離島航路の運航対策に関する事業	唐津市	住民の生活に必要な公共交通機関を確保することで、生活環境の維持及び福祉の向上に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保することで、生活環境の維持及び福祉の向上に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
5 生活環境の整備	なし			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	ア 児童福祉	子どもの医療費助成事業 離島保育所運営事業補助 教育・保育施設給付 特別保育事業	唐津市	子どもを持つ世帯を支援することで、若年層の減少の抑制に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 離島保育所の運営を補助することで、若年層の減少の抑制に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 保育料負担を軽減することによって、出生率の上昇及び就労世帯の流入等に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 児童の福祉の向上を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
	イ 高齢者・障がい者（児）福祉	福祉船舶利用助成事業【障がい者】		障がい者等の移動手段の確保と社会参加の促進に寄与する事業であ

	社	福祉タクシー助成【障がい者】	唐津市	り、その効果は将来に及ぶものである。
		高齢者日常生活支援事業		在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		高齢者緊急通報装置貸与事業		一人暮らしの高齢者が安心、安全な生活を送るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		地区敬老会行事奨励事業		高齢者の積極的な社会参加の推進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである
		老人クラブ団体運営事業		
	ウ 健康づくり	健康づくり事業	唐津市	保健の向上及び増進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		はり、きゅう等施術費助成事業		福祉の増進及び健康の保持増進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
	エ その他	小地域福祉活動推進事業補助 地域福祉活動事業補助	唐津市	地域福祉活動の充実に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	ア その他	離島通院費補助事業	唐津市	離島における医療を確保に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		辺地医療対策（辺地出張診療医療医師等派遣事業）		辺地住民の健康保持を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		離島診療所運営事業		健康保持と医療・衛生の向上に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	ア 義務教育	放課後子ども教室推進事業	唐津市	生涯学習の振興に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		たくましいからっ子育成事業		豊かな感性と自立心を持った青少年の健全育成に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
	イ 生涯学習・スポーツ	唐津市社会教育団体補助	唐津市	社会教育活動の推進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		市民スポーツ大会事業		体力向上と健康維持を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		相知ロードレース大会事業		

		市民体育祭事業		健康と体力向上及び生涯スポーツの推進を図る事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		公民館運営事業		生涯学習の振興に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	なし			
10 地域文化の振興等	ア 地域文化振興	観光文化施設管理	唐津市	生涯学習の振興に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		指定文化財維持管理事業		文化環境の整備及び充実に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		郷土伝統行事補助		住民の郷土文化財・歴史等地域文化を大切にする心を育み、まちづくり及び地域活性化に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		市民文化祭		伝統文化の保存、継承及び後継者育成とまちづくり及び地域活性化に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		文化連盟補助		文化環境の整備及び充実に寄与する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
		歴史的町並み保存対策事業		住民の郷土文化財・歴史等地域文化を大切にする心を育み、まちづくり及び地域活性化に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の促進	なし			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	なし			